豊中市同和保育基本方針

1 はじめに

本市は、同和問題の解決をはかるため、学校における教育が推進されるなかで、1971年(昭和46年)に豊中市同和教育基本方針を策定した。その後、人権教育の実践を通じて、障害児(者)や在日外国人に対する差別と偏見の実態についての認識が深まり、1974年(昭和49年)豊中市障害児保育基本方針・1978年(昭和53年)豊中市障害児教育基本方針・1980年(昭和55年)豊中市在日外国人教育基本方針を策定し、他市に先がけて実践を積み上げてきた。

しかしながら、今日なお、部落差別をはじめ、多くの社会的 差別を解消するに至っていない現実がある。

その解決にあたっては、行政のとりくみの不十分さを認識し、 人間形成に大きな影響をもつ乳児期からのとりくむべき課題を 明らかにするとともに、人間尊重の理念をもとづき、総合的な とりくみを展開することが重要である。とりわけ、乳幼児期か らの系統的な保育方針の確立と創造的実践の推進に努めること が、緊急の課題となっている。

この課題の解決をはかるため、本市における同和保育に関する基本方針を次のとおり定めるものである。

2 同和問題に関する基本的態度

日本国憲法は、民主主義を基盤とし、平和、自由、平等の理念を掲げ、すべての国民に、侵すことのできない永久の権利として、基本的人権を保障している。

しかしながら、現状においては必ずしも国民全体の基本的人権が十分保障されるまでには至っていない。

とりわけ、このことは現代社会の矛盾と深く重なり合って、 同和問題に集中的にあらわれており、特に、同和地区住民は、 今日においても市民的権利と自由が完全に保障されておらず、 一定の改善をみたとはいえ、社会的、経済的及び文化的に、 なお低位な状態にあるといわざるを得ない。

くわえて、部落差別にかかわる事件が頻発しており、同和地 区住民の人権がなお著しく侵害されているという事実が跡をたっていない。

このように、同和問題は、人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題で、日本国憲法によって保障された基本的人権にかかわる課題であり、その早期解決をはかることは、行政の責務であり、国民的課題である。

本市同和地区において、豊中水平社が全国水平社創立の翌年、1923年(大正12年)に結成され、以来、部落の完全解放をめざすねばり強い運動を展開し、同和問題の解決に先進的役割を果たしてきた。

これらの運動に呼応し、本市も、1965年(昭和40年) 国の同和対策審議会答申を尊重して、環境改善をはじめ生活、 労働、教育、文化対策並びに啓発など同和対策事業の推進に努 めてきたところである。しかしながら、住環境の改善など一定 の進展をみているものの、なお多くの課題が残されている。

たとえば、1982年(昭和57年)に実施された豊中市同和地区実態調査によっても、なお同和地区住民の多くが年代を問わず、被差別体験をもっている。特に家族や親せきの結婚にまつわる差別、また、就職や職場の人間関係における差別が多くみられることが明らかになっており、部落差別の根深さを示している。

さらに、中高年者層の学歴は、初等教育卒業程度が多く、若年者層では、高学歴者がみられるものの、今なお高校、大学への進学を断念したり、中途退学をせざるを得ない実態がある。

このような現実から、同和地区住民は、自らが受けてきた差別体験とかかわって、乳幼児の成長発達のなかで、「基本的生活習慣を身につけてほしい」「差別を見ぬき差別に負けず立ち上が

っていける子どもに育ってほしい。」という切実な願いをもっている。

したがって、本市は、この事実をきびしく受けとめ、乳幼児の成長発達過程にまで、部落差別が深く影響を及ぼしていることを認識し、福祉、教育のより一層の充実をはからねばならない。

とりわけ、同和地区乳幼児に対しては、乳児期からの保育保障に努め、部落差別をなくすための同和保育を積極的に推進するものである。

3 同和保育の意義

人は、生まれながらにして、人格をもった人間として尊重され、等しく教育を受ける権利を有している。

しかしながら、同和地区の乳幼児は、親の受けてきた部落差別の反映として、健康、基本的生活習慣、言語、社会性、自己表現などの面で伸び悩んでいる実態がある。

したがって、同和保育はこのような実態に学びながら、乳幼児の育つ環境の保障を通じて、部落の完全解放を担い得る資質の育成をめざすものでなければならない。

そのためにも、乳幼児に対する働きかけは、24時間の生活の組織化の視点から、保育所、幼稚園、と家庭、地域が共通の目標のもとに連携をはかることが必要である。

同時に、産休明け保育をはじめ長時間保育、病児保育、障害児保育等生活実態に即した保育を推進することは、乳幼児の全面発達の保障のみならず親の就労権、部落解放につながる社会的活動の保障に結びつくものである。

ところで、乳幼児の成長発達を通じて人権尊重の資質を培う には、常に共に育ちあう生活経験を積み重ねる必要がある。

しかし、今日における乳幼児の育つ環境は、都市化の進行による環境の変化や核家族化・少子化、能力偏重・競争主義の風潮などの社会的影響によって、異年齢児との交流や遊び集団の

欠如を生み、相互に励まし、助け合う意識の稀薄化を招いている現状がある。

さらには、乳幼児の成長過程に必要な生活文化の伝承の不十分さや、家庭と地域のつながりの土壌や弱さなど、共に生き共に育つ環境が損なわれ、乳幼児期の人間形成に大きな影響を及ぼしている。

したがって、すべての乳幼児に対しても、共に育ちあう環境を作り出し、人間尊重の保育を推進しなければ、部落差別解消の展望も見出し得ない。

そうした立場にたち、次に掲げる同和保育の目標のもとに、 保育所等集団環境のなかで、より充実した保育補償をはかり、 差別を見抜き、差別を許さず、差別をなくしていく豊かな人間 形成をめざす保育を展開することが何よりも肝要である。

4 同和保育の目標

同和保育は、心身の発達がきわめて盛んな乳幼児期に、全面発達を保障し、基本的人権を確立することによって、すべての乳幼児が差別を見ぬき、差別を許さず、差別をなくしていく資質を養うことである。

そこで、次に掲げることを保育基本目標とする。

- (1) さまざまな差別をうけている乳幼児の実態と課題を明らかにし、保育実践を通じて豊かな人間形成をはかる 保育をめざす。
- (2) 集団の中で人間尊重の精神を培い、共に生き、共に学 びあい、共に育ちあう保育を目指す。
- (3) 性による差別のない社会と人間関係をつくりだす保育をめざす。
- (4) 真理と平和を希求する人間の基礎的資質を育てる保育をめざす。
- (5) 学校における同和教育及びその研究組織である豊中市 同和教育研究協議会との連携を保ち、一貫性ある保育

をめざす。

また、同和保育推進の具体化にあったては、この基本目標を保育課程へ積極的に位置づけ、乳幼児の実生活の課題とも結びついたものとしなければならない。

保育者のふるまえるべき原則

- ○自然成長論の克服
- ○能力主義の克服
- ○集団主義をふまえた保育の確立
- ○生活と労働の結合
- ○遊びと表現の重視
- ○差別の現実から深く学ぶ

保育の指標 (子ども像)

- ○差別をはねかえすことのできる健康でしなやかな体の育成
- ○正しい規律と組織性を身につける基本的生活習慣の育成
- ○差別を見ぬき、差別を許さず、差別のない社会を創造し得 る高い知識能力の育成
- ○人権尊重の思想を支えうる豊かな感性の育成
- 5 同和保育の推進

同和保育の果たす役割の重要性に鑑み、同和対策としての保育行政を積極的に推進するため、次の所施策を講ずる。

(1)保育の推進体制の確立

同和保育所(関連保育所を含む)は、保護者や乳幼児の保育への願いを大切にしながら、乳幼児一人ひとりの保育課題を明確にした保育計画と体制を確立する。

そのために、保育担当者は、つねに部落差別の実態を正しく認識し、差別を許さない資質の涵養をはかり、創造的実践に努める。

また、保育所、家庭、地域が協力し合い、保護者集団の確立をはかり、かつ、子ども会とも連携し、同和保育の充実・推進に努める。

さらに、すべての保育所・幼稚園は、同和保育の意義、目標を保育実践のなかで十分徹底し、家庭及び地域社会への広がりをめざして、人権尊重の精神に徹した保育の推進に努めなければならない。

(2)保育研修の充実

保育担当者が自らの課題として、同和保育の理論を確立し、 保育実践、創造に努めるために、次のとおり研修を実施し得 る条件整備をはかる。

- ○同和保育所職員の資質を高めるための研修
- ○すべての保育所、幼稚園職員の同和保育についての研修 と実践交流
- ○同和保育を推進するための研修資料の整備
- ○保護者の同和保育についての研修
- (3) 保育環境の整備・充実

同和保育所の整備は、乳幼児保育に必要な機能を整え、同和保育の意義をふまえて、保育効果が十分上げられるよう施設・設備・環境の整備・充実をはかるとともに人的条件の整備についても適切な人員配置をはかる。

(4)保育所・幼稚園・小学校の連携の強化・充実

すべての保育所・幼稚園・小学校は、乳幼児の成長発達と 学習のあり方について、人権尊重に根ざした保育の目標をも ち、生活全般にわたる科学的・統計的な保育を行う必要があ るため、連携の強化・充実に努めなければならない。

(5) 保育補償

同和地区の乳幼児は、その成長発達過程において、さまざまな差別や制約を受けている。したがって、乳幼児を産休明け 〜保育し、部落解放を担い得る資質を育成するため、同和地区 のすべての乳幼児の集団保育を保障していくものとする。

また、同和地区住民の基本的人権が実質的に保障されていないため、就労についても不安定な状況に置かれている。そうし

た保護者の実態をふまえ、保護者の就労や社会的活動等への参加をうながすとともに同和保育に意義、目標を遂行するために、同和保育所における保護者負担の軽減をはかる。

6 むすび

同和保育は、基本的人的の保障を基本課題とし、次代を担う 乳幼児が、差別のない社会を創り得る人間に育つことをめざす ものである。

乳幼児の基本的人権の確立をはかるには、乳幼児の全生活、つまり、家庭、保育所、幼稚園、地域において、すべての人々が差別の現実から深く学び、このことを通して現実の矛盾や不合理を掘りおこし、克服していくことが肝要である。

本基本方針は、豊中市の保育行政推進のための基本姿勢として位置づけ、その実施にあったては、本市が、人権擁護宣言都市であることをふまえ、すべての保育所、幼稚園において推進しなければならない。

本基本方針の策定は、乳幼児の未来社会における教育と文化の創造の解決という

崇高な課題と深いつながりを持ち、人間形成に必要な道すじを 示すものであえると確信する

昭和61年2月1日策定